○防衛省告示第二百一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が平成二十一年十一月十三日次のとおり決定された。

平成二十一年十一月十六日

防衛大臣　北澤　俊美

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇六八	弘前演習場	弘前市	国有	建物：約一二〇平方メートル 平成二十一年十月二十六日
四一六四	今津饗庭野中演習場	高島市	国有	建物：約三七〇平方メートル 平成二十一年九月二十九日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五〇二九	佐世保海軍施設	佐世保市	水域：約一七、〇〇〇平方メートル（工事期間中） 水域：約六三〇平方メートル（工事完了後） 佐世保市が防波堤の延伸及び養殖漁業支援施設を整備するため共同使用する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇六六	東千歳駐屯地	千歳市	国有	建物：約二、七〇〇平方メートル 隊舎として追加提供する。 陸上自衛隊東千歳駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
二〇七〇	車力通信所	つがる市	国有	建物：約一二〇平方メートル 事務室として追加提供する。 航空自衛隊車力分屯基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
三〇一九	多摩サービス補助施設	稲城市	国有	工作物：門等 汚水排水施設として追加提供する。
六〇〇四	奥間レスト・センター	沖縄県国頭郡国頭村	国有	工作物：門等 防災施設として追加提供する。
六〇二〇	金武ブルー・ビーチ訓練場	沖縄県国頭郡金武町	国有	工作物：下水等 ヘリコプター着陸帯関連施設として追加提供する。
六〇三七	嘉手納飛行場	沖縄市	国有	建物：約二、一〇〇平方メートル 工作物：囲障等 工場として追加提供する。

海上演習場関係

◎新規提供

日向灘訓練区域	区域	次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（水域及び空域）。ただし、空域は、高度六一〇メートル以下とする。 1　北緯三二度〇九分〇〇秒、東経一三一度三三分五七秒 2　北緯三二度〇六分一二秒、東経一三一度四五分〇三秒 3　北緯三二度一五分三六秒、東経一三一度四八分二七秒 4　北緯三二度一八分三〇秒、東経一三一度三七分一五秒
	用途	本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。
	摘要	本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、平成二十一年十一月二十一日から同年十二月一日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○中部地方整備局告示第百五十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年十一月十六日

中部地方整備局長　富田　英治

一　登録建築物調査機関の名称
　有限会社スペースアップ設計工房
二　住所
　愛知県名古屋市千種区今池南三十二番十九号
三　代表者氏名
　代表取締役　伊藤　正敏
四　登録年月日
　平成二十一年十月二十八日
五　登録建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
　有限会社スペースアップ設計工房　愛知県名古屋市千種区今池南三十二番十九号

○近畿地方整備局告示第百七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十九号
(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別

宍粟市波賀町引原字カラウコ一七九番七七から同市波賀町引原字カラウコ一七九番六〇まで　前　一七・六〇～五七・〇〇メートル　一三八・一キロメートル
後　一〇・六〇～四七・六〇　〇・一三八

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号	宍粟市波賀町引原字カラウコ一七九番七七から同市波賀町引原字カラウコ一七九番六〇まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月十六日